

令和6年

寒河江市農業委員会第4回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会  
第4回総会

日時 令和6年4月25日（木）午前9時00分  
会場 寒河江市役所1階 議会会議室

出席委員

1番 山田和義	2番 影沢政俊	3番 後藤孝好
4番 西尾沙織	5番 眞木早百合	6番 郷野富司男
7番 猪倉通文	8番 氏家理香	9番 安孫子智
10番 大泉孝彦	11番 鈴木浩之	12番 原田義人
13番 芳賀宏	14番 高橋博	15番 奥山浩二
16番 布施功子	17番 片桐道雄	18番 木村三紀

出席農地利用最適化推進委員

1番 小野敏行	2番 五十嵐博志	3番 斎藤幸宏
4番 渡邊慎一	5番 熊坂浩行	6番 川越卯一郎
7番 鬼海和幸	8番 菖蒲修	9番 渡邊正

事務局

事務局長 渡邊健一	事務局長補佐（総括） 高子英晴
事務局長補佐（農地担当） 日下部靖広	総務係主任 木村龍一
農地係主任 土田修	農地係主事 芳賀遼太郎

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地法第3条の規定による許可申請の取下願について

議事

- (1) 議題14号 農地法第3条の規定による許可処分について

- (2) 議第15号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第17号 非農地証明願の審議について
- (5) 議第18号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 9時02分

木村議長            それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第4回総会を開催します。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立します。

なお、今月は総会に農地利用最適化推進委員9名中、9名が出席しております。推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、意見を述べる事ができますので、申し添えます。

木村議長            次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長            それでは、4番の西尾委員、5番眞木委員にお願いします。

木村議長            次に、「書記任命」ですが、木村主任にお願いします。

木村議長            次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

渡邊事務局長        はい、議長。

次第にはございませんが一点、私のほうから報告がございます。専第1号事務局職員の任免についてご覧いただきたいと思っております。ご説明いたします。

農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、事務職員について下記の者を任免したので報告します。

寒河江市農業委員会規定第13条及び寒河江市農業委員会専決内規にて会長が専決できる事項として総会を開催する暇がないときの事務局長および主幹の任命が定められており、但し書きで必ず直近の総会に報告するとあります。

この度、猪倉秀行事務局長が3月31日付で市長部局総務課に異動し、市教育委員会生涯学習課より私、渡邊が4月1日付で農林課長併任農業委員会事務局長とする旨の人事異動の内示がありました。

内示が3月25日の午後1時すぎに行われ発令までの時間がなかったこと及び同日開催されました第3回総会后であったことから3月25日付で会長専決処分とし、直近の総会にあたります本日、報告するものであります。

以上、説明となります。

木村議長

はい、ごくろうさまです。ほかに報告ありますか。はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

報告事項につきまして、事務局のほうから報告させていただきます。

（報告事項朗読）

木村議長

ただいまの報告について、質問はございませんか。山田委員。

山田委員

はい、議長。

第18条の75番の貸人、XXXXXXXXXXさん、借人変更のためとありますが、一応、確認のためですが、借人変更ではなくて所有権移転でしょうか。確認したいと思います。



鬼海推進委員、川越推進委員が関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。片桐会長職務代理者、よろしく申し上げます。片桐会長職務代理者。

片桐会長職務代理者 はい、議長。17番、片桐です。

それでは第4回総会事前審査会の報告をさせていただきます。去る4月18日に開催されました事前審査会、事前審査会では今回の総会に係る案件について各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と事前審査会における現地調査として非農地証明願案件3件を審査致しました。議題17号非農地証明願の審議について順位5番、南部地区の案件です。現地は大字高屋北江の土地で平成12年7月11日以来、寒河江市大字高屋字北江110番1の佐竹商事の従業員等の駐車場の出入口として利用され、現在に至っているもので、非農地と判断するのはやむを得ないとなりました。

順位6番、南部地区の案件です。現地は大字島字島東の土地で昭和57年4月、来客用駐車場として購入し、現在に至っているもので、非農地と判断するのはやむを得ないとなりました。続きまして、順位7番、高松地区の案件です。現地は大字高松字西覚寺の土地で隣接する宅地の一部として、40年以上利用され、現在に至っているもので非農地と判断するのはやむを得ないとなりました。なお、順位8番と9番の非農地証明願は現地が山手で、事前審査会において現地調査を行うと時間が掛かってしまうため、事前に白岩地区の委員、推進委員及び事務局職員で調査を行い、事前審査会で審査をし、非農地と判断することはやむを得ないとなりました。

その他、申請された案件につきまして、すべて異議なしとされたところです。以上であります各地区における十分な

審査をお願いしまして、事前審査会の報告と致します。

木村議長

はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間については30分程度としまして、9時45分までとします。それでは地区審査の間暫時休憩とします。

休憩 午前 9時12分

再開 午前 9時45分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第14号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、原田委員、お願いします。はい、原田委員。

原田委員

はい、議長。12番、原田です。

議第14号「農地法第3条の規定による許可処分について」、6ページをお開きください。

(議案書順位18番朗読)

4月13日に寒河江・南部地区の農業委員、推進委員で現地確認致しました。場所は中郷の蕎麦処鈴亭から約200m大江町方向に進んだところを西側の山道に入りまして、約500mのぼった左手の農地になります。この農地は昨年9月と11月に現地確認した同じ農家の所有で場所もこの近くになります。今回は奥様が譲受人となります。申請どおりであ

れば、問題ないと思われます。事前審査、地区審査でも異議はありませんでした。以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、鈴木委員、お願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。11番 鈴木です。

同じく、6ページをご覧ください。

(議案書順位19番朗読)

所在は住吉屋食品の西隣になっているところです。4月13日に西根・三泉の農業委員と推進委員全員で現地を確認してもらいました。申請の土地は譲受人の耕作地となりになっており、申請どおりであれば、何の問題もないのではないかとということで現地を確認しました。

本日の地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、奥山委員、お願いします。奥山委員。

奥山委員

はい、議長、15番 奥山です。

(議案書順位20番朗読)

使用貸借権の申請についてですが、昨年12月総会で要請されて許可を受けたものです。許可を受けた後、貸借期間が10年以上でないとなれば農業者年金が減額となるおそれがある

あるということで、貸借期間を10年と申請を変更して、改めて申請したものです。

貸借期間のみの変更で、事前審査会でも異議はありませんでした。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、白岩地区、郷野委員、お願いします。

郷野委員

はい、議長。6番 郷野です。

(議案書順位21番朗読)

場所ですが田代地区に入りましてY字路を左折し直進した右側です。4月12日に白岩地区の農業委員、推進委員、事務局と現地調査を行いました。この農地は同じ地区内の貸し借りということで問題ないと判断致しました。

地区審査でも異議はありませんでした。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。はい、事務局。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) はい、議長。順位18番から21番まで、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事

務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。  
す。

(発言なし)

木村議長

ないようですので採決します。

議第14号「農地法第3条の規定による許可処分について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

はい、全員賛成ですので、議第14号は原案のとおり決定致しました。

次に議第15号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、原田委員、お願いします。原田委員。

原田委員

はい、議長。12番 原田です。

議第15号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」9ページになります。

(議案書順位3番朗読)

4月13日に寒河江・南部地区の農業委員、推進委員で現地確認致しました。場所は寒河江南部小学校から約400m東に進んだ場所になります。相続した実家の敷地内に3階建てのアパートを建設し、東隣の休耕地にアパート入居者用駐車場21台分を建設予定です。

東側は田んぼに面しておりますがその他は住宅に面するも

のであり申請通りであれば問題ないと思われま

す。事前審査、地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。順位3番は集合住宅建設用敷地への転用申請になっております。申請地は農用地区域外にある農地で、おおむね10ha以上の規模の区域にある農地で、第1種農地と判断します。

第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続しており、また代替性もなく、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、採決します。

議第15号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

はい、全員賛成ですので、議第15号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

次に、議第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

はじめに、寒河江・南部地区、原田委員、お願いします。原田委員。

原田委員

はい、議長。12番、原田です。  
議第16号「農地法第5条1項の規定による許可申請書の審議について」、11ページになります。

(議案書順位14番朗読)

場所でございますけれども仲谷地にあるそば十三さんの北西約50m先にある敷地になります。4月13日に寒河江・南部地区の農業委員、推進委員で現地確認を行いました。住宅街にある宅地分譲用地の一部になっておりまして、すでに整地されております。申請どおりであれば問題ないと考えます。事前審査、地区審査でも異議ございませんでした。以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。  
続いて、柴橋地区、奥山委員、お願いします。奥山委員。

奥山委員

はい、議長。15番、奥山です。  
同じく11ページです。

(議案書順位13番朗読)

4月14日曜日に柴橋地区農業委員3名と熊坂推進委員とで現地確認を行いました。場所についてですが、チェリークアパークから平塩橋を通過して平塩に入ります。その最初の十字路の信号のところを右にまがっていただいて10mほど進んだところの右側にあります。

ここは貸人の農地で、住宅に囲まれたところにある農地で現在は使用していない場所になります。転用事由の詳細等についても特に問題はないと考えます。事前審査会、地区審査会でも異議はありませんでした。以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当））

はい、議長。順位13番は住宅建築用敷地への転用申請になっております。申請地は、農用地区区域外にある農地で第1種農地、第3種農地いずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。第2種農地は原則不許可ですが、集落接続しており、また代替性もなく、農地区分と転用目的はないと考えます。

順位14番は宅地分譲敷地への転用申請になっております。申請地は都市計画区域内の用地地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地であっても、通常宅地分譲は認められておりませんが、用途地域内にある農地であり、例外として宅地分譲も認められており、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第16号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、議第17号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、原田委員、お願いします。原田委員。

原田委員

はい、議長。12番、原田です。

議第17号「非農地証明願の審議について」13ページになります。

(議案書順位5番朗読)

4月18日の事前審査会に出席の農業委員と推進委員で現

地の確認を致しました。場所は高屋にある佐竹商事さん東側の舗装道路に面する駐車場出入口部分の12㎡になります。すでにアスファルト状態で道路と通路の一部として、平成12年から使用されており、やむを得ないと思われます。事前審査会、地区審査会でも異議ございませんでした。

続きまして、順位6番。

(議案書順位6番朗読)

申請事由は自宅で呉服店を営んでおり、近隣に駐車場がないため、昭和57年4月、来客者駐車場として購入し、現在に至っているものです。4月18日の事前審査会に出席の農業委員と推進委員で現地の確認を実施して参りました。場所は東北マツダ寒河江店の約100m西側になります。住宅街にある場所で、20年前に、先にごさいますように一部分にカーポートを設置しておりまして、もう田んぼの形のない現状なので、やむを得ないと思われます。事前審査会、地区審査会でも異議はございませんでした。以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

つづいて高松・醍醐地区、影沢委員、お願いします。影沢委員。

影沢委員

はい、議長。2番、影沢です。

(議案書順位7番朗読)

申請事由、申請地は宅地の一部として、40年以上利用され、現在に至っております。4月18日の事前審査会で出席者全員で現地調査を致しました。申請地は高松駅の十字路近

くで地区自治会の北側の通路にあり、40年以上宅地として利用されています。事前審査会では問題はないと判断されました。又、地区審査会でも異議はありませんでした。以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、白岩地区、郷野委員、お願いします。郷野委員

郷野委員

はい、議長。6番、郷野です。順位8番。

(議案書順位8番朗読)

申請事由は30年以上前から、森林、原野化し、農地への復元ができない状況で、現在に至っているものです。順位8番についての場所ですが、慈恩寺あたりの場所になります。途中まで道路はあるのですが原野化し道路がなく、現地に行きませんでした。4月12日に白岩地区の農業委員、推進委員と事務局と現地調査を行いました。問題はないと判断しました。地区審査会でも異議ありませんでした。

(議案書順位5番朗読)

申請事由は20年以上前から原野化し、現在に至っているものです。

順位9番についての場所ですが、田代地区を通り過ぎて畑に向かう場所になります。現地は大きい道路からは確認できましたが、原野化しておりました。4月12日に白岩地区の農業委員、推進委員、事務局と現地調査を行いました。問題はないと判断しました。地区審査会では異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局

事務局（事務局長補佐（農地担当））

はい、議長。特にありません。

木村議長

ありがとうございました。

それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、採決します。

議第17号「非農地証明願の審議について」原案のとおり決定することに賛成に方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので議第17号は決定いたしました。

次に、議第18号「農用地利用集積計画書の審議について」、私木村、熊坂推進委員と川越推進委員、鬼海推進委員が関係委員となっております。農業委員会等に関する法律第5条第5号及び寒河江市農業委員会総会会議規則第5条により、議長を片桐会長職務代理者へ交代し、関係委員は退席します。

（関係委員退席）（議長交代）

片桐会長職務代理者

木村会長が関係委員になっており、退席しましたので、私が議長を務め、議事を進めます。

それでは 地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部、原田委員、お願いします。原田委員。

原田委員

はい、議長。12番、原田です。

農用地利用集積計画書17ページをご覧ください。

(議案書朗読)

続きまして、28ページ集計表をご覧ください。

寒河江地区37筆、田2.55ヘクタール、畑0.6ヘクタール、樹園地0.48ヘクタールとなっております。南部地区は4筆、田0.29ヘクタールとなっております。

農地中間管理事業案件につきましてはいずれの農地も市街化区域外であります。地区の担い手等に貸し出す為の農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断しました。地区審査でも問題ないと判断しました。以上です。

片桐会長職務代理者

はい、ありがとうございます。

続きまして、西根・三泉地区、鈴木委員、お願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい議長、11番、鈴木です。17ページをご覧ください。

(議案書朗読)

つづいて28ページの集計表をご覧ください。

西根地区32筆、田3.56ヘクタール、畑0.05ヘクタール、樹園地0.84ヘクタール。三泉地区9筆、田2.27ヘクタール、樹園地0.10ヘクタールです。

農地中間管理事業案件についてはいずれの農地も市街化区域外であり地区の担い手に貸し出すため農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断しました。地区審査でも異議ございませんでした。

片桐会長職務代理人

はい、ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、奥山委員、お願いします。奥山委員。

奥山委員

はい、議長。15番、奥山です。17ページをご覧ください。

(議案書朗読)

続きまして、28ページ集計表をご覧ください。

柴橋地区22筆、田2.26ヘクタールです。

中間管理事業の関係についてはいずれの農地も市街化区域外であり地区の担い手等に貸し出すために農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

片桐会長職務代理人

はい、ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、影沢委員、お願いします。影沢委員。

影沢委員

はい、議長。2番、影沢です。23ページをご覧ください。

(議案書朗読)

続いて28ページ集計表をご覧ください。

高松地区28筆、田3.12ヘクタール、畑0.26ヘクタール、樹園地1.53ヘクタールです。醍醐地区13筆、田1.46ヘクタール、樹園地0.18ヘクタールです。

農地中間管理事業案件についてはいずれの案件についても市街化区域外であり地区の担い手等に貸し出すために農地中間管理機構に集積する農地として適していると判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

片桐会長職務代理者

はい、ありがとうございました。

続いて、白岩地区、郷野委員、お願いします。郷野委員。

郷野委員

はい、議長。6番、郷野です。20ページをご覧ください。

(議案書朗読)

続いて、28ページ集計表をご覧ください。

白岩地区、13筆、田2.06ヘクタールです。

農地中間管理事業案件についてはいずれの農地も市街化区域外であり地区の担い手等に貸し出すために農地中間管理機構に集積する農地に適していると判断しました。地区審査でも異議ございませんでした。以上です。

片桐会長職務代理者

はい、ありがとうございました。

続きまして、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局 (事務局長補佐 (農地担当))

はい、議長。農業経営基盤強化促進法等の一部を

改正する法律附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

片桐会長職務代理者

はい、ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

片桐会長職務代理者

ありませんか、意見がございませんでしたので採決いたします。

議第18号「農用地利用集積計画書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

片桐会長職務代理者

全員賛成ですので、議第18号は原案のとおり決定しました。議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(関係委員入室)

片桐会長職務代理者

関係委員に申し上げます。

議第18号は原案のとおり決定したことを報告します。

それでは議長を交代します。

(議長交代)

木村議長

これで、本日上程された議案については、全て議決されまし

た。

以上を持ちまして、本日の総会を終了します。  
大変ご苦労様でした。

閉会 午前10時25分

令和6年4月25日

第4回総会 議長.....木村三紀.....

議事録署名委員 4番委員.....西尾沙織.....

議事録署名委員 5番委員.....眞木早百合.....